

平成31年度第1回 山口市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 平成31年4月18日（木）午前9時30分～午前11時00分
- 2 場 所 山口市役所（山口総合支所） A会議室
- 3 出席者 （1）出席委員（農業委員24名中22名：推進委員5名）
荒瀬 澄枝、伊藤 良雄、上田 正士、海地 博志、
片山 潤之、賀屋 忠之、河村 吉人、神田 一夫、田戸 洋志、
恒富 竹司、徳田 文雄、中川 恵美子、中谷 敏明、原田 雅恵、
原田 好子、藤村 守、藤原 敏郎、安田 敏男、安野 正純、
山根 伊都子、山根 良男、山見 智盟

岡本 公一、徳本 優、中川 晴吉、長尾 進、伊藤 三枝子

（2）欠席委員（2名）
小野 基之、吉富 崇子

（3）事務局
末貞局長・吉村参事・福井副主幹・岩本

（4）会議傍聴人
- 4 会議 （1）議事録署名委員指名

（2）議案審議

（3）その他連絡事項

議長

皆様、おはようございます。

これより平成31年度第1回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、24名中、出席22名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。藤原敏郎委員、及び安野正純委員をお願いいたします。

それでは、農地法第3条にかかる申請についての審議を始めます。

農地法第3条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは1ページをお開きください。

合わせて、参考位置図1ページをお開きください。

議案第1号、鑄銭司です。

申請地は、山口南インターチェンジから北東へ1.4kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住する農業兼会社員です。

譲渡人の要望に応え申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

申請人は、農地所有適格法人●●●●●●の構成員であり、当該法人に利用権設定されている農地を取得するものです。

なお、この事案につきましては、法人に収益権が設定されている農地で、当該法人の構成員にその所有権を移転する場合であって、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作を行うと認められますので、許可の対象となるものです。

取得後の経営規模は62アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第2号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南東へ730mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社役員です。

申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、地域の担い手に貸付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

取得後の経営規模は67アールとなり、また農地法第3条第2項の各号に

は該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 3 号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南西へ 1. 6 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

申請地を取得し、野菜の栽培を行い、農業経営に参入するものです。

なお、議案第 4 号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は、合計して 3 2 アールとなり、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 4 号、秋穂二島です。

申請地は、二島地域交流センターから南西へ 1. 7 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

申請地を取得し、野菜の栽培を行い、農業経営に参入するものです。

なお、議案第 3 号が合わせて提出されており、取得後の経営規模は、合計して 3 2 アールとなり、山口市が定めた別段面積 3 0 アールに達しており、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 5 号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ 2 5 0 m に位置する、公共施設から近距離の地域内にある、第 3 種農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

時間的に余裕ができたため、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営面積は 1 1 7 アールとなり、また農地法第 3 条第 2 項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第 6 号、阿知須です。

申請地は、J R 本由良駅から南西へ 1. 8 k m に位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を取得し、農業経営を拡大するものです。

取得後の経営規模は、2, 617アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第7号、徳地山畑です。

申請地は、徳地地域交流センター島地分館から北西へ2.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望により、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は99アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第8号、徳地岸見です。

申請地は、徳地総合支所から南西へ5.3kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地を譲り受け、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は110アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

議案第9号、阿東徳佐上です。

申請地は、JR船平山駅から南東へ960mに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

譲渡人の要望に応え、申請地を取得し、農業経営の拡大を図るものです。

取得後の経営規模は、562アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。

なお、譲受人は自己所有農地を貸し付けていますが、自らが構成員である農地所有適格法人に貸し付けているもので「自ら耕作しないことにつき、特段の事由もなく貸し付けた農地」に該当しません。

議案第10号、阿東徳佐中です。

申請地は、JR徳佐駅から北西へ1.8kmに位置する、農用地区域内の農地です。

申請人は市内に居住し、農業を営む者です。

事務局	自宅近くで利便性があり、現在、利用権を設定している申請地等を取得し、農業経営の安定を図るものです。 取得後の経営規模は、121アールとなり、また農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしております。 以上で農地法第3条の許可申請にかかる議案の説明を終了します。 御審議よろしく願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果を順次お願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。 なお、若干、意見がありました。川西地区の5号について、事務局から説明があったとおりにいけばいいんですが、疑義があるので、3年間は地元の委員が注意して見る必要があるだろうということになりました。と言いますのが、参考位置図5ページにありますとおり、●●さんは、関連する法人が5条申請される農地のそばを3条で買われるということです。御本人が本当に農業をやっておられて、申請地もきちんと耕作されるかという追跡調査といたしますか、現地の確認を行う必要があるのではないかという意見が多々ありました。問題なしとして報告いたしますけれども、地元の委員さんが留意して、3年間は見ていこうという内容が出ておりましたので、参考までに報告します。以上でございます。
徳地地区委員	問題ありません。
阿東地区委員	問題ありません。
議長	事務局からの議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 農地法第3条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

議長	何か意見はございませんか。 先ほど川西地区から一つ報告がありましたけれども、その点も踏まえて皆さんからのご意見をお伺いします。
A 委員	はい。
議長	はい、A 委員。
A 委員	議案を見たところ、売買価格が1反300万円とあって、今の報告で5条許可申請もあると聞いて、賛成はいたしかねます。以上です。
議長	他にはございませんか。 今の件については、川西地区の件についてはよろしゅうございますか。A 委員さんの発言がありましたけれども。
事務局	事務局から補足説明をさせていただきます。 A 委員さんからの発言もありましたけれども、川西地区委員から報告がありましたとおり、農地として取得されるには金額的に若干高く感じられるということで、ちゃんと耕作されていることは確認しようとなりました。その前提で総会に報告しようということで地区協議会は終えております。以上です。
議長	今、事務局から補足説明がございましたけれども、そういう事情で追跡調査をやるということであります。 状況的には、疑義はあるものの、農地法にのっとった申請書が出されたと言うことであります。他になれば農地法第3条にかかる議案審議を終わりたいと思います。よろしいですか。
B 委員	ちょっともう一つ。
会長	はい、B 委員。
B 委員	秋穂二島の3号、4号議案の申請者は、平川地区の黒川在住ということでいいですか。秋穂二島出身で野菜を作りに行くということでしょうか。平川から申請地は遠く、はじめは本気でやられると思いますが、いつの間か荒れ

B 委員	てしまうということが多々あります。それで出身が秋穂二島なら、家があって、農作業の小屋もあって機械が置いてあるということであれば、問題はな いかと。その辺のところをちょっと教えてください。
C 委員	現地は荒れていまして、荒れた土地を耕作していただけるというのは助か る話です。場合によれば、自身が経営している会社の社員を使って耕しにく るということですので、そういう考えでやってもらえればよろしいかと思 います。ただ、実際に野菜を作る畑にするにもちょっと手間のかかる土地な ので、手を入れていかないといけないと思います。ただ、荒れている土地な ので、何らかの形でやってもらえるのであればそれにこしたことはないです し、営農計画書どおりにされるか、経緯をみるという形になろうと思います。 地区の出身ではないです。
議長	今の件に関しまして営農計画等が、何か出されておれば事務局で説明して ください。
事務局	では、事務局からご説明します。 営農計画書上は、B 委員さんからはなぜここかということだったと思いま すが、地元の方に御支援いただいてやりたいということで、農機具を借りる 相手に、近隣の方の名前を書かれています。地元の方から機械を借りるた めにここを選ばれたと思われます。
議長	B 委員さん。
B 委員	いいです。
議長	よろしいですか。 他にはご意見ございませんか。 ないようでしたら、以上で農地法第 3 条に係る議案審議を終わります。た だいま審議しました農地法第 3 条に係る全議案について、一括で採決を行 います。 全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】

議長

挙手多数と認め、只今審議しました農地法第3条にかかる申請については、全て「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。
農地法第4条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは8ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図11ページをお開きください。

議案第11号、朝田です。

申請地は、JR大歳駅から西へ130mに位置する、都市計画法の規定による用途地域が定められた地域内にある第3種農地です。

以下、都市計画法による用途地域につきましては、単に用途地域内と説明させていただきます。

申請人は、市内に居住し、農業を営む者です。

申請地は、店舗用地として立地条件が良く、事業者からの要望に応え、申請地を造成し、店舗用地として貸し付けるものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明させていただきます。

議案第12号、名田島です。

申請地は、名田島地域交流センターから南へ1kmに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に本店を有する、農地所有適格法人です。

経営規模の拡大に伴い、既存の農業用作業所が手狭になったため、新たに農業用作業所兼倉庫を建設するものです。

議案第13号、徳地三谷です。

申請地は、徳地地域交流センター八坂分館から東へ4.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する、農業兼林業を営む者です。

高齢で稲作が困難なので、しいたけ栽培のためにくぬぎを植林するもので

事務局

す。

議案第14号、阿東生雲西分です。

申請地は、阿東地域交流センター生雲分館から北東へ2.4kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都調布市内に居住する、会社員です。

遠方で管理が困難で、鳥獣被害も多いため桜を植林するものです。

なお、この事案につきましては、農用地区域除外後施行といたします。

以上の農地法第4条にかかる全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第4条第6項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いとため、許可要件の全てを満たしているものとございます。

御審議よろしく願いいたします。

議長

次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。

なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。

中央地区委員

問題ありません。

川東地区委員

問題ありません。

徳地地区委員

問題ありません。

阿東地区委員

問題ありません。

議長

事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

農地法第4条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしく願いします。

議長	はい、どうぞ。D委員さん。
D委員	4条の13号ですが、図面を見ますと、周りに田がいくつかあるようです。水利関係が気になりますので、周囲の田の状況等が分かれば教えてください。というのが、植林されたら周りの田に、水利関係の問題が出てくるのではないかと思います。参考のためにお願いします。
議長	E委員さんよろしいですか。説明をお願いします。
E委員	田んぼはありますけれども、ほとんど作られていません。周りは農地という状態ではありません。やぶですね。
議長	これは場所的にはですね、徳地の八坂から鹿野に抜ける県道の途中です。昔から、生産調整の時代から、減反政策がずっと続いてきたところですが、高齢化に伴い農業従事者も減り、なかなか跡継ぎもいないということです。そうしたことから、荒廃地に増えつつあるという状況です。遊休農地、あるいは保全管理として管理されておるところだろうと思います。 それともう一ついえるのは鳥獣被害、猪、猿、熊、そうしたものの出やすい場所でもあります。 他にはございませんか。 それでは、以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。採決に入ります。只今審議しました農地法第4条に係る審議について、採決を行います。農地法第4条に係る申請について、「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】 挙手多数と認め、只今審議しました農地法第4条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。 それでは、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。農地法第5条に係る審議について、事務局より議案説明をお願いします。

それでは、12ページをご覧ください。
合わせて、参考位置図15ページをお開きください。

議案第15号、大内御堀一丁目です。

申請地は、JR山口駅から南東へ530mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

申請地を取得し、日照条件の良い箇所に太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第16号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社役員です。

会社近くの利便性のある申請地を取得し、自己用住宅兼貸事務所を建設するものです。

議案第17号、大内長野です。

申請地は、山口インターチェンジから北へ1.7kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する、会社役員です。

事業規模拡大に伴い、大型トラックでの資材搬入路及び従業員用の駐車場を整備し貸すものです。

議案第18号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第19号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

同時に提出した議案第20号の太陽光発電設備の設置にあたり、工事の施工に必要な進入路として一時的に借り受けるものです。

なお、一時転用ですので、申請人からは本年12月31日までに現状を回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第20号、宮野上です。

申請地は、宮野地域交流センターから北東へ1.5kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業への参入を図るものです。

議案第21号、古熊三丁目です。

申請地は、JR上山口駅から東へ80mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、静岡県御殿場市内に居住する公務員です。

市内に転勤が決まったため、職場近くの申請地を取得し、自己用住宅を建設するものです。

議案22号、錦町です。

申請地は、吉敷地域交流センターから北東へ1.8kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

将来的に両親の面倒を見るため実家近くの父親所有の申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第23号、維新公園五丁目です。

申請地は、吉敷地域交流センターから南へ410mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、岡山県岡山市北区内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は、宅地化が進み需要が見込めるため宅地分譲するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第24号、平井です。

申請地は、JR湯田温泉駅から南東へ400mに位置する、用途地域内に

ある第3種農地です。

申請人は、市内に居住する会社員です。

子供の成長に伴い、また将来両親の面倒を見るため、実家近くの父親所有の申請地を借り受け、自己用住宅を建設するものです。

議案第25号、黒川です。

申請地は、平川地域交流センターから南西へ630mに位置する、公共施設から比較的近い距離にあり規則第45条第2号ただし書きに該当する第2種農地です。

申請人は、広島県福山市内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し売電事業の拡大を図るものです。

議案第26号、秋穂東です。

申請地は、秋穂総合支所から北西へ1.1kmに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、防府市内に居住する会社員です。

借家住まい解消のため、申請地を取得し自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第27号、嘉川です。

申請地は、JR上嘉川駅から北東へ1.2kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、萩市内に居住し、販売業を営む者です。

申請地周辺は交通の便も良く、住環境に恵まれ、需要が見込めるため共同住宅を建設するものです。

議案第28号、嘉川です。

申請地は、JR新山口駅から南へ1.3kmに位置する、農用地区域内の用途区分が変更された農地です。

申請人は、市内に居住する農業兼会社員です。

申請地は、譲受人の耕作する農地の中心に位置し、効率化が図れるため、農業用倉庫を建設するものです。

議案第 29 号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ 310 m に位置する、公共施設に比較的近い距離にある第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は交通の便も良く、商業施設からも近く需要が見込めるため、建売住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第 30 号、嘉川です。

申請地は、嘉川地域交流センターから北へ 310 m に位置する、公共施設に比較的近い距離にある第 2 種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

私有地内にあった水路を、隣接地の建売住宅建設に当たって、整備するものです。

議案第 31 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南西へ 1 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、下松市内に居住する公務員です。

申請地周辺には、保育所・学校があり子育てには最適であるため、自己用住宅を建設するものです。

議案第 32 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南西へ 1.3 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置して売電事業の拡大を図るものです。

議案第 33 号、江崎です。

申請地は、J R 嘉川駅から南西へ 1.4 k m に位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第 2 種農地です。

申請人は、広島県広島市西区内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第34号、江崎です。

申請地は、JR嘉川駅から南西へ1.2kmに位置する、公共投資の対象となっていない、小団地の第2種農地です。

申請人は、広島県呉市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第35号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ800mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住し、サービス業を営む者です。

申請人は現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったため自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第36号、佐山です。

申請地は、佐山地域交流センターから北西へ800mに位置する、集団的に存在する第1種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、将来を見据え、借家住まいを解消するため、自己用住宅を建設するものです。

なお、この事案につきましては、第1種農地を対象とする農地転用ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、農地法施行規則第33条第4号に該当し、許可の対象となるものです。

議案第37号、佐山です。

申請地は、JR本由良駅から南東へ440mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、美祢市内に居住し、太陽光発電事業を営む者です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第38号、小郡下郷です。

申請地は、JR周防下郷駅から北東へ420mに位置する、公共施設に比較的近い距離にある、第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、電気工事業を営む法人です。

業績が好調であり、従業員数を増員する予定があるため、敷地を拡張し、駐車場を整備するものです。

議案第39号、小郡下郷です。

申請地は、JR新山口駅から南西へ950mに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に居住する会社員です。

申請人は現在借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭となったため、自己用住宅を建設するものです。

議案第40号、阿知須です。

申請地は、JR阿知須駅から南へ1kmに位置する、用途地域内にある第3種農地です。

申請人は、宇部市内に本店を有し、不動産業を営む法人です。

申請地周辺は閑静で日当たりも良く、公共下水道も整備されており需要が見込めるため宅地分譲するものです。

議案第41号、徳地小古祖です。

申請地は、徳地インターチェンジから北東へ1.3kmに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、東京都新宿区内に本店を有し、太陽光発電事業を営む法人です。

日照条件の良い申請地を取得し、太陽光発電設備を設置し、売電事業の拡大を図るものです。

議案第42号、徳地堀です。

申請地は、徳地総合支所から東へ620mに位置する、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

申請人は、市内に本店を有し、製造業を営む法人です。

加工食品の需要が増えていることから事業の拡大のため工場を建設するものです。

事務局	以上の農地法第5条の全議案につきましては、議案書及びただいま御説明しましたとおり、農地法第5条第2項第1号の立地基準に適合しており、また、同項第2号、第3号及び第4号の一般基準においても、代替地、資力・権利関係からの計画の妥当性・実現性、及び周辺農業に係る営農条件への影響などを確認したところ問題が無いため、許可要件の全てを満たしているものでございます。御審議よろしくお願いいたします。
議長	次に、該当する地区協議会での協議結果の報告をお願いします。 なお、協議結果に特に問題がなければ、問題なしと報告してください。
北部地区委員	問題ありません。
中央地区委員	問題ありません。
川東地区委員	問題ありません。
川西地区委員	問題ありません。
徳地地区委員	問題ありません。
議長	只今、事務局から議案説明及び地区協議会からの報告が終わりましたので、議案審議に入ります。 農地法第5条に係る全議案は、先ほど関係座長さんから報告がありましたとおり、「問題なし」として総会に提出されております。委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。
F委員	申請そのものについてではありませんが、ちょっとお尋ねします。30号議案の転用目的が水路、河川ということになっていますね。この場合、農業用水路が関連しているのか、登記がどのようなになっているのか、法律上の位置づけや、トラブルの対応というのはどうなるのでしょうか。道路であれば、登記上、通行地役権という形で表示されたりもしますが、水路、河川等というのは、どういう扱いになりますか。
議長	事務局、よろしくお願いします。

事務局	事務局から御説明申し上げます。法的にという御質問があったかと思いますが、まず、経緯からご説明します。転用理由にございましたように、隣接地を開発されるに当たって、地元の要望もあり、水路をここに作るようになったということです。元々今回開発される私有地の中に水路があったものを、それがつぶれては困るということで、地元要望で、水路を作ってくれと言われたということです。また、開発許可申請の際にも、そういう話になったと聞いております。法的には、道路側溝であれば道路に付随するものとして扱われますし、下水道法上の水路もございます。雨水も汚水同様下水道で処理される部分があります。あとは開発地内にあるような水路は都市計画法の制限を受けるでしょうし、河川法にかかるようなものは大きなものになります。農業用水路は農業施設として扱われることもあります。法的に何か作らないといけないと言うものではございません。必要に応じて、いずれかの法律に基づいて整備されるものもあります。このたびは元々私有地内にあった水路と言うことで、開発業者が整備をされると伺っております。
F 委員	と言うのは青線だったということですか。青線が私有地の中にあって異動をかけたということですか。
事務局	いえ、私有地です。
F 委員	所有権は個人にあるということですか。
事務局	個人が所有する田の中に水路がありました。
F 委員	水路が個人のものであったということですね。
事務局	そうです。青線ではなく、個人の田の中で水が流れるようになっていたと言うことです。
F 委員	それを別に水路としてつけて、これが申請地の周りに田んぼがあるが、農業用水路として位置づけられるということですか。
事務局	農業用水路にはなりません。位置図で言うと27ページですけれども、申請地の下流も私有地につながっている状況です。ですので、農業用水路として使われるわけではございません。

議長	F 委員さん、いいですか。
F 委員	はい。
G 委員	すみません。ちょっとお尋ねしますが、3 条の議案 5 号は現況が田になっていますよね。それを譲り受けて農業されるということですが、水路の方を何かされるということであれば、田はおやりになられないんですか。農業用水路は行かないということですか。
事務局	3 条は営農計画書を見ますと畑地にしますと書いてございます。営農計画書は季節野菜を栽培しますと書かれています。
議長	G 委員さん、いいですか。畑にということらしいです。
G 委員	はい。
H 委員	すみません。
議長	はい、どうぞ。H 委員。
H 委員	わたしの解釈が悪いのかもしれませんが、24 号について、以前に転用された土地に家を建てるけど、足りないから 50 m²転用するという認識でいいですか。 24 号ですので、平川の議案で、地図の 22 ページです。223 m²のうち 50 m²に転用かけるということです。位置図を見ると、平成 27 年の 3 月 30 日に転用許可済みって書いてありますけれども、そこに家を建てるけれども足りないから 50 m²ほど転用するというものでいいですか。
I 委員	今のご質問ですけど、現地調査をいたしまして、今おっしゃったように、このたびの申請を、平成 27 年 3 月に転用されている部分を含めて実施されるものです。
H 委員	面積は偶然同じになったと認識していいですね。
I 委員	同じって言いますと。

H委員	全体面積は223㎡って書いてあって、転用する方の面積も223㎡って書いてあるから、偶然全く一緒になったという認識でいいですね。
事務局	よろしいですか。 事務局から補足で説明させていただきます。 参考位置図で、点線で表示しておりますのが平成27年3月30日に駐車場として、筆の一部を転用したものでございます。こちらの面積が173㎡です。筆全体の面積としては、223㎡でございます。今回はその残地50㎡の転用申請で、合わせて223㎡を使って、自己用住宅を建設しようとするものでございます。以上です。
議長	H委員さん。
H委員	223㎡の残りは畑地で残りますか。
事務局	筆の全体を転用して自己用住宅を建てるというところでございますので、畑地として残る部分はございません。
H委員	223㎡を転用するという意味じゃありませんか。
事務局	筆の全体を転用するということでございます。ただ、点線部分については既に転用済みということで、もう許可を出しているところでございますので、非農地です。あくまで一体利用地ということで、計画地内に入っているというところでございます。
事務局	事務局の方から補足をいたします。 筆全体が223㎡ですけれども、そのうち、173㎡が過去に転用済みです。今回は残った50㎡の許可申請となっております。結果として223㎡全体が転用されるということにはなります。
H委員	一筆というのは点線のところも全部含めて一筆ですか。
事務局	そうです。
H委員	図がちょっと転用済みと許可申請の箇所が同じような面積になるので申

H委員	請箇所だけで家が建つのかと思っていました。転用されて残っていたところを申請したということですね。
議長	残地部分を転用するということですね。
事務局	はい。
議長	H委員さん、いいですか。
H委員	はい。
議長	他にはございませんか。
	ないようですので、以上で農地法第5条にかかる議案審議を終わります。只今審議しました農地法第5条に係る審議について、一括で採決を行います。 全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました農地法第5条に係る申請については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行い、「許可」といたします。 次に、相続税の納税猶予適格者証明についての審議を行います。事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、27ページをご覧ください。 合わせて参考位置図39ページをお開きください。 議案第43号、吉敷上東二丁目、納税猶予適格者証明です。 申請地は、吉敷地域交流センターから東へ500～560mに位置する用途地域内にある第3種農地です。 申請人は、市内に居住する造園業を営むものです。 父の死亡により農地を相続し、引き続き農業経営を行うものです。

事務局	相続税の納税猶予適格者証明については、以上です。 御審議よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました納税猶予適格者証明につきまして、各農業委員又は、推進委員から意見等があればお願いします。 【意見なし】
議長	それでは、特に意見がないようですので、採決を行います。 納税猶予適格者証明につきまして、証明書を発行することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（多数）】
議長	挙手多数と認め、只今審議しました納税猶予適格者証明に係る申請については、証明書を発行することといたします。 次に、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。
事務局	それでは、２８ページをご覧ください。 農用地利用集積計画について説明いたします。 議案第４４号です。 地区協議会において、協議していただいたとおりで、 合計２３０筆３４２，１６９㎡でございます。 計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。
議長	只今、事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。 【意見なし】

議長	それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用集積計画につきまして、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（全員）】
議長	挙手全員と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画通り「決定」とします。 次に、農用地利用配分計画に対する審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします。
事務局	それでは、29ページをご覧ください。 農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。 議案第45号です。 地区協議会において協議していただいたとおりで、 合計77筆、145,487㎡でございます。 計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。 御審議よろしく願いいたします。
議長	ただ今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。
A委員	はい。
議長	A委員さん。
A委員	これらは別々に審議しなくても、一括審議でもいいのではないのでしょうか。一括審議だと何か問題がありますか。なければ今後一括審議でお願いしたいと思います。
議長	今、A委員さんから一括審議ではどうですかという意見が出ましたが、事務局の方の考えがあればおねがいします。

D委員	はい。
議長	はい。D委員さん。
D委員	別々に審議してよいと思います。阿知須では、2年3年で個人的に契約される方は中間管理機構を利用されていません。法人等は中間管理機構をなるべく利用しようとしています。各地区で中間管理機構に対する考え方も違うと思いますので、それを確認する意味も含めて、別々に審議されてもおかしくないという風に理解しております。
議長	ただいま、A委員さん、D委員さん、それぞれ意見がございましたが、その辺の事務局の考えをお願いします。
事務局	はい、それでは事務局からお答えします。この件については、資料の作り方を変えるという対応はできるかと思います。ただ、これらは別々に市長部局から依頼、通知がきますので、別々に審議した方がいいのか、審議は一括でも別々に対応すればいいのか確認をさせていただいてから次回につなげたいと思います。
議長	今、事務局から説明がありましたが、A委員さんどうでしょう。
A委員	それでいいです。
議長	D委員さん、よろしいですか。 それでは、次回の総会の時に、市長部局とも相談しながら、また変更したいと思います。 他にはございませんか。 それでは、特に意見がないようですので、只今審議しました農用地利用配分計画について「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。 【委員挙手（全員）】
議長	全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、

議長

山口市に回答します。

次に、現況証明についての審議を行います。議案説明を事務局よりお願いします

事務局

それでは、30ページをご覧ください。

合わせて、参考位置図40ページをお開きください。

議案第46号、糸米二丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、29㎡については、平成元年に近接土地に建設された建物の敷地として一体利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第47号、糸米二丁目です。

登記地目が畑の土地1筆、33㎡については、昭和63年4月1日から市道の敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第48号、吉敷赤田四丁目です。

登記地目が田の土地1筆、141㎡については、昭和46年12月25日から、付近住民の公道からの進入路として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第49号、吉田です。

登記地目が田の土地1筆、3.96㎡については、昭和51年には隣接宅地の建物敷地として利用され、現在に至るものです。

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第50号、黒川です。

登記地目が田の土地1筆、314㎡については、平成元年頃より、隣接宅地の建物の庭及び駐車場として利用され、現在に至るものです。

事務局

昭和45年10月以降で20年以上を経過しているので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第51号、秋穂東です。

登記地目が田の土地1筆、畑の土地1筆、合計2,533㎡については、平成元年頃から耕作しておらず荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第52号、秋穂東です。

登記地目が田の土地1筆、1,011㎡については、平成5年頃から耕作しておらず荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第53号、徳地堀です。

登記地目が畑の土地5筆、1,677㎡については、相続をした平成19年頃には山林となっており、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

議案第54号、徳地堀です。

登記地目が畑の土地1筆、783㎡については、平成17年頃より管理が出来なくなり荒廃し、現在に至るものです。

荒廃で面積が500㎡以上ですので、本日の会議にお諮りするものです。

現況証明については以上です。御審議よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案審議に入ります。只今、事務局から議案説明がありました。各農業委員又は推進委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

議長

それでは、特に意見がないようですので議案第46号から議案第54号までの現況証明を発行することに「異議なし」とする農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手（全員）】

議長	全員挙手と認め、現況証明につきましては全て発行することといたします。 以上で本日の議案審議はすべて終わりました。 次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。
事務局	本日お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表をご覧ください。3月分の受付状況は記載のとおりです。 また、報告第2号の意見聴取事案については、別紙のとおりです。 報告については以上です。
議長	只今、事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。 【意見なし】
議長	以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

以上、平成３１年度第１回山口市農業委員会総会議事録である。

平成３１年４月１８日

山口市農業委員会 会長 安田 敏男

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 藤原 敏郎

署名委員 安野 正純

記 録 者 岩本 康英